様とする。ただし、配置予定技術者について、代表者及び出資比率が第２位の構成員が配置予定技術者を複数配置する場合は、上記⑷③の施工経験を有するものは担当の施工期間中のみの専任配置とすることができる。専任補助者について、代表者及び出資比率が第２位の構成員が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同等とする。ただし、専任補助者は配置予定技術者１名に対し、それ以上とする。

ウ　代表者及び出資比率が第２位の構成員が専任補助者を配置する場合は、上記⑷の施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験

要件　①㋐掘削深さ25m以上のニューマチックケーソン工法による工事　㋑底面積250㎡以上のニューマチックケーソン工法による工事。ただし、㋐及び㋑は同一件名でなくてもよい。

代要件　ａ．ケーソン工事

要件　②ニューマチックケーソン工法による工事

代要件　ｂ．ケーソン工事

要件　③鉄道ＰＣ連続箱桁上部工（張出し工法）新設工事

代要件　ｃ．ＰＣ上部工新設工事

要件　④ＰＣ連続箱桁上部工新設工事

代要件　ｄ．ＰＣ上部工新設工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構関東甲信工事局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係もしくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

⒀　ＶＥ提案に係る具体的な施工計画が適正であること。ＶＥ提案に係る具体的な施工計画の提出にあたって、標準案と異なる施工方法（ＶＥ提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。ＶＥ提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、その旨をＶＥ提案資料に記載すること。また、ＶＥ提案を行わずに標準案に基づいて施工しようとする場合は、その旨をＶＥ提案資料に記載すること。

⒁　共同企業体の構成員は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得第８条の規定に抵触する行為を行わない旨の誓約書を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。なお、技術提案は、入札説明書及び技術提案作成説明書に基づき作成するものとする。ただし、総合評価に関する技術提案のうち、４　ＶＥ提案として採用されたものは、技術提案評価の対象としないものとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

・工程確保や安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。

・ニューマチックケーソン基礎の施工・品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・連続ＰＣ箱桁の施工・品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

・第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

オ　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況について評価する。

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。加算点は、⑴イからオに示す評価項目について、合計で最大30点を与える。なお、⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　技術提案の採否　技術提案の採否については、下記の日時までにＶＥ提案の採否と併せて通知する。

通知予定日：令和２年12月25日（金）

⑸　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足していること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決める。

４　ＶＥ提案に関する事項

⑴　ＶＥ提案は、入札説明書及び入札時ＶＥ提案作成説明書に基づき作成するものとする。

⑵　ＶＥ提案は、以下の項目について求めるものとする。

本体構造物（上部工、下部工）の施工に係るコスト縮減に関する具体的な施工計画

⑶　ＶＥ提案の採否については、下記の日時までに技術提案の採否と併せて通知する。

通知予定日：令和２年12月25日（金）

５　入札手続等

⑴　担当支社等　〒222―0033 神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目５番地11　金子第１ビル６階　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構関東甲信工事局　契約課　契約係
電話045―475―5560　ＦＡＸ045―475―5507
メールアドレスkeiyaku.knk@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　令和２年９月11日（金）から令和３年２月24日（水）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで

イ　交付場所　上記⑴に同じ。

ウ　交付方法　上記交付場所で電子媒体にて交付する。なお、設計図書の交付を希望する者は、あらかじめ発注者に電話連絡のうえ、所定の手続きをすること。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書を送信するとともに、申請書及び資料は、提出場所へ郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。ただし、１⑿により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ　提出期間　令和２年９月11日（金）から令和２年10月26日（月）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

ウ　提出場所　上記⑴に同じ。